

静岡県告示第288号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和元年10月1日から2週間袋井土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年10月1日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
山梨敷地停車場線	袋井市萱間字五反田 283 番から 袋井市川会字大道下 135 番まで	令和元年10月1日